

公立文化施設による地域活性化

～アウトリーチと社会的包摂～

第三特別調査室 こばやし みつえ
小林 美津江

1. はじめに

人口減少、少子高齢化の進む我が国においては、地域活性化が大きな政策課題の一つとなっている。地域活性化のための方策には企業誘致、移住促進、福祉の充実等様々なものが挙げられるが、近年、文化芸術を活用した地域振興策に注目が集まっている。美術館等の文化施設の建設、アートプロジェクトの開催等により、交流人口の増加を始めとする地域活性化に大きな成果を上げる例が散見されている¹。また、郊外の大規模量販店進出等による中心市街地の空洞化等地方都市の画一化が指摘される中で²、地域の歴史、文化、暮らしを大切に守り育むことにより、地域アイデンティティを確立していこうとする動きが各地で生じている。

ところで、地域活性化を論ずる際には、経済的側面が重視されがちであるが、住民の幸福感＝精神的満足度を忘れてはならない。我が国では、地域や職場における人間関係が希薄化するなどコミュニティの崩壊が問題となっており、また、年間の自殺者数も3万人を超えている。こうした社会的問題を解決することも地域活性化の重要な課題の一つであり、住民の参加・交流を促す文化芸術活動には、コミュニティを再生し地域に活力をもたらすとともに、人々が健康で生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現等の効果が期待される。

本稿においては、このような問題意識の下、全国の公立文化施設に着目し、地域活性化に果たすべき役割について考察することとする。美術館、劇場、文化ホール等の公立文化施設は、興行の実施にとどまらずサークル活動の拠点となるなど、住民が集い交流を深めることのできる地域の中核的な施設である。特に、近年、各施設においては芸術を限られた一部の人々のものから広く地域や住民に広めるための芸術普及活動＝アウトリーチ活動に取り組んでおり、その重要性は高まることが予想される。アウトリーチ活動の中には、教育、医療、福祉等他分野との連携を図ることで社会的課題解決に大きな効果を発揮する例が多数あることから、その具体的事例を紹介するとともに、期待される効果、普及促進のための課題等についても整理する。

2. 公立文化施設の整備状況

(1) 設置状況

公立文化施設の設置数については、その定義により幾つかのデータが存在するが、財団法人地域創造の『平成19年度 地域の公立文化施設実態調査報告書』によれば、施設数(館数)は3,683館、延べ施設数は3,908施設となっている(図表1)。特に、1990年代は公

立文化施設の開館ラッシュと言っても過言ではなく、累計延べ施設数は1989年末で1,790施設、1999年末で3,273施設と、10年間に1.8倍に増加している（図表2）³。

さらに、現在、全国で152の公立文化施設が建設若しくは計画中となっている。その内訳は、文化ホールが最も多く全体の約3分の1に当たる56施設、美術館・博物館の36施設となっており、2013（平成25）年までに60施設が開館を予定している⁴。

図表1 開館年別公立文化施設数（内容別）

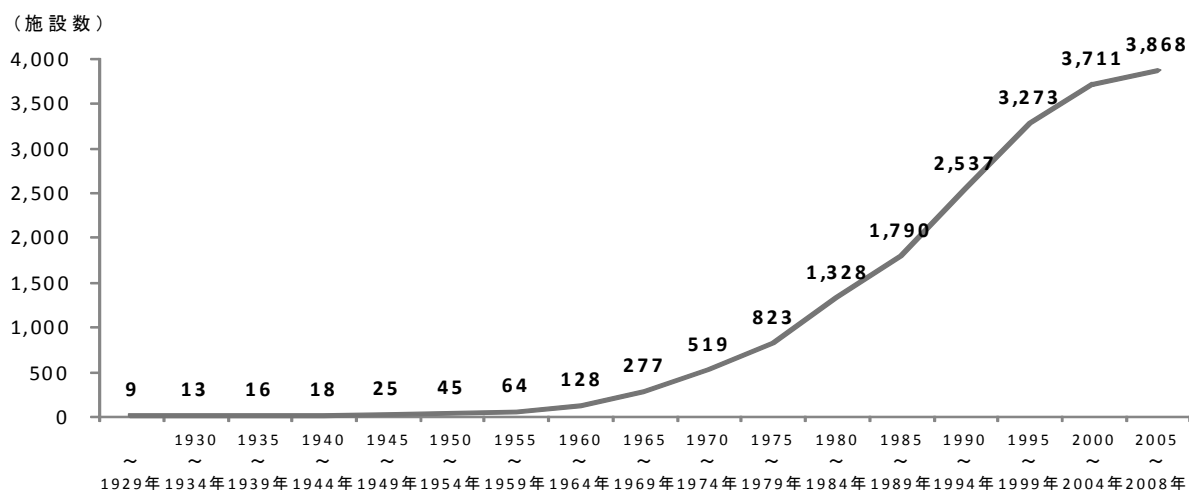
	調査数	1960	1965	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005	無回答	
		～ 1959年	～ 1964年	～ 1969年	～ 1974年	～ 1979年	～ 1984年	～ 1989年	～ 1994年	～ 1999年	～ 2004年		～ 2008年
施設数(館数)	3,683	64	63	147	238	296	487	439	699	673	402	137	38
延べ施設数	3,908	64	64	149	242	304	505	462	747	736	438	157	40
ホール数(計)	3,074	52	59	138	211	262	424	371	573	549	299	102	34
専用ホール	1,211	23	36	72	82	74	142	127	264	240	109	38	4
その他ホール	1,863	29	23	66	129	188	282	244	309	309	190	64	30
美術館	617	10	4	9	21	33	70	70	137	120	101	38	4
練習場・創作工房	217	2	1	2	10	9	11	21	37	67	38	17	2

(注1) 調査対象は公立文化施設のうち、「ホール」、「美術館」、「練習場・創作工房」、及びそれらを含む「複合施設」。

(注2) 専用ホール…舞台芸術の公演等を主用途とする施設。その他のホール…舞台芸術以外を主用途とする施設（アリーナ、国際会議場等で、舞台及び客席や舞台設備等を有し、現に舞台芸術の公演を行う施設。美術館…博物館法の規定にかかわらず美術作品の展覧会等を行う専用施設。練習場・創作工房…舞台芸術の練習又は美術の創作を行う専用施設。

(出所) 『平成19年度 地域の公立文化施設実態調査報告書』（平成20年3月）（財団法人地域創造）

図表2 公立文化施設数の推移（累計）



(注) 延べ施設（計）N=3,908のうち、開館年有効回答3,868。複合施設で一つの館に調査対象施設が複数ある場合、例えば専用ホールと美術館を主たる施設内容とする複合施設の場合は、館数「1館」、延べ施設数「2施設」となる。

(出所) 『平成19年度 地域の公立文化施設実態調査報告書』（平成20年3月）（財団法人地域創造）

（２）設置主体及び管理運営形態

先に挙げた財団法人地域創造の調査によれば、3,683館のうち、設置主体は3,163館（構成比85.9%）が市区町村によるものと大多数を占めており、また、管理運営形態については直営が2,377館（64.5%）、指定管理は1,306館（35.5%）となっている。

なお、コンサートホールや劇場等舞台芸術の公演等を主目的とするホールにおいては、指定管理の割合は直営をわずかに上回っており、自治体出資の財団等公共的団体が単独で指定管理者となっている例が6割超である⁵。

3. 公立文化施設の機能

公立文化施設の機能については、その地域の実情により各々の重要度は異なり、また重複する部分も多いことから切り分けは容易ではないが、簡単に整理すると以下のようなものになる。もちろん、これら機能は民間の文化施設も担い得るものであるが、公立文化施設が税金で運営されていることにかんがみれば、これらの機能を果たし、社会にその成果を還元していくことの重要性は高い。

（１）文化権の保障

文化芸術振興基本法第2条第3項は「文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。」と、文化権及びその保障について規定している。東京・大阪のような大都市においては企業メセナの一環として運営される民間の劇場や美術館等もまた国際的に評価の高い興行を行っており、優れた文化芸術に触れる機会が多いものの、地方においては民間施設が存在しない場合がほとんどであり、公立文化施設が果たすべき役割は大きい。

（２）文化芸術の振興（創造、発信、普及、継承）

文化芸術が々の心を満たし、人生を豊かにすることは言うまでもない。劇場であれば音楽、演劇、能や歌舞伎等の伝統芸能を、美術館であれば絵画、彫刻、書等様々な時代の国内外の作品を、普及、継承する機能を有している。また、新たな文化芸術を創造し、発信する機能をも期待されており、地元アーティストの育成・支援を目的とした事業、市民参加によるプロデュース公演等も行われている。さらに、こうした活動のためには、文化芸術活動を担う芸術家やプロデューサー等の人材の育成、観客育成のための教育普及活動等も必要となる。

（３）地域コミュニティの拠点

公立文化施設、取り分け基礎自治体の設置による施設には、公共性を有する集会場や公民館としての役割も期待されている。サークル活動や生涯学習の拠点、地域のお祭りやイベントの開催による賑わい創造、災害時の避難場所・防災拠点としての役割である。最近

ではカフェやショップを併設している施設もあるなど住民の憩いの場としても親しまれている⁶。また、友の会や運営を支援するボランティアを組織している施設も多く、住民間あるいは行政・住民間の協働も生まれている。

（４）経済的貢献

知識経済化、サービス産業への移行等産業構造の変化を受け、文化芸術により創造性を涵養することで産業振興につなげる必要性が指摘されている。つまり、文化資源こそ経済成長の源であり、新たな市場を生み出す源泉になり得るのである⁷。創造性を有する人材の育成は地域の競争力にもつながっていくことから、子どものころから文化芸術に触れる機会を提供することは、文化施設にとって重要な役割である。

近年、都市再開発の一環として美術館や劇場等を建設し、国内外の優れた文化芸術の鑑賞機会を提供することにより、地域の文化的イメージを高め、観光客誘致に成功する例も散見されているほか、文化施設には文化的人材の育成や文化産業誘致の効果も期待できる。

４．公立文化施設とアウトリーチ

公立文化施設がその役割を果たし地域活性化に貢献するためには、住民にとって身近な存在となる必要があるとあり、そのための取組として、近年全国に広がりを見せているアウトリーチ活動を挙げることができる。

（１）アウトリーチとは

アウトリーチ（outreach）の本来の意味は、①手を伸ばすこと、手を伸ばした距離、到達距離、②（地域社会への）奉仕〔援助、福祉〕活動、（公的機関や奉仕団体の）現場出張サービスである。文化施設では、日頃、芸術や文化に触れる機会の少ない市民に対して、文化施設や芸術団体が働きかけを行うことを意味する。美術館では従来型の教育普及活動に対比して、特に「館外」活動に限定して使用されることもあるが、劇場やホールでは芸術普及活動全般を指す⁸。

具体的には、美術館で行われる解説付き鑑賞教室（ギャラリートーク）、劇場でのバックステージツアーやレクチャーコンサートのほか、学校や福祉施設にアーティストを派遣して行われる音楽・演劇の公演、市民参加によるミュージカルやオペラの創作・上演等、その内容や対象者は様々である⁹。

ちなみに、財団法人地域創造の『新〔アウトリーチのすすめ〕 文化・芸術による地域政策に関する調査研究』（平成22年3月）においては、アウトリーチの位置付けや内容を、A. 劇場・ホール内での鑑賞・体験サポート、B. 派遣型アウトリーチ①（単発・集中型）、C. 派遣型アウトリーチ②（継続・長期型）、D. 連携・協働型アウトリーチ（文化以外の政策分野と連携して企画・実施）の四つのアプローチとして類型化している¹⁰（図表3）。

図表3 アウトリーチの類型

	目的	戦略	効果
A. 劇場・ホール内での鑑賞・体験サポート (高齢者、障害者、子ども等)	・子どもたちや高齢者、障害者、社会的弱者等の劇場やホールにおける鑑賞活動の促進	・学校におけるアウトリーチと劇場・ホールでの鑑賞事業を連携したプログラムの開発 ・ハード、ソフト両面からのバリアフリー化、スタッフの「心のバリアフリー」の実現	・全ての人に開かれた公立文化施設の実現 ・文化施設の利用者の拡大、サービスの向上
B. 派遣型アウトリーチ① (単発・集中型)	・文化・芸術に触れる機会の少ない、あるいは困難な住民や地域に対して、文化・芸術を体験する機会を提供	・アーティストを学校や福祉施設等に派遣し、ワークショップやミニコンサートを実施	・非日常的な体験による自己や他者の再発見、日常生活の変化 ・文化施設の受益者の拡大、支持者(サイレントパトロン)の形成
C. 派遣型アウトリーチ② (継続・長期型)	・文化・芸術を教育や福祉現場の日常的な活動として位置付け	・アウトリーチを長期的、継続的なプログラムとして展開	・教育や福祉における固定概念や既存施策の枠組みの変化 ・教育や福祉における人々の見方や価値観の変化
D. 連携・協働型アウトリーチ (文化以外の政策分野と連携して企画・実施)	・文化・芸術をとおした地域の課題(教育・福祉等)への取組	・教育や福祉等、文化以外の政策領域、施設や団体との協働プログラムの展開	・感動を他者と分かち合える学習機会の提供 ・子どもたちのコミュニケーション能力等の育成 ・非日常性や違いを個性や豊かさとして認め合う社会の実現

(出所) 『新「アウトリーチのすすめ」 文化・芸術による地域政策に関する調査研究』(平成22年3月)
(財団法人地域創造)15頁より作成

(2) アウトリーチとまちづくり

文化施設を拠点としたアウトリーチ活動の展開は、住民の参加・交流を促すとともに、地域の学校、福祉施設、NPO等と連携することにより、教育、福祉、コミュニティ形成等、地域の課題解決にも資するなど、まちづくりにつながっていく。

ア 教育との連携

文化施設等によるアウトリーチ先としては、学校でのワークショップが最も一般的である。ワークショップ後には、子どもの表現力、創造力、コミュニケーション能力が向上し、自信が生まれるほか、クラスやグループ単位で取り組む場合には協調性や思いやりが育まれるなどの変化が報告されている¹¹。

世田谷パブリックシアターでは、「かなりゴキゲンなワークショップ巡回団」という名称で、区内の小中学校にワークショップリーダーを派遣し、学校と共同で演劇手法を活用したワークショップを実施している¹²。

イ 医療・福祉との連携

主に病院や高齢者施設等、文化施設に足を運ぶことが困難な者を対象とするアウトリーチ活動は、精神的な癒しや気分転換、場合によって症状の緩和にもつながるとい¹³。また、アウトリーチ活動を継続して実施することにより、「入居者や通所者が、ふだんの生活を楽しく過ごせるような、元気や活力が生まれる」とのアンケート結果があるほか、ケアする立場である職員や家族もまた、活動に触れることで元気付けられていく¹⁴。

ウ コミュニティとの連携

北九州芸術劇場においては、地域コミュニティの再生を目指して、2009（平成 21）年度から 3 年プロジェクトの「エンゲキで私イキイキ、地域イキイキ」事業をスタートしている。1 年目は「広げる」、2 年目は「深める」、3 年目は「観せる」をテーマとして、最終的には住民が創り上げた作品を北九州芸術劇場で上演するものである。「演劇の持つパワーが劇場を中心に北九州に住む人たちとつながり、自分がイキイキしてくる、そこから地域や人と人との関係性がイキイキしていく」という効果が期待されている¹⁵。

（3）ワークショップと社会的包摂

現代は、経済社会構造等の変化の中で、地域、職場、家庭等における人々の関係が希薄化しており、失業者、障害者、外国人等の弱者は社会的に排除される傾向にあることから、彼らを含めた全ての人が社会とつながり社会参加ができるという社会的包摂の考え方が注目を集めている¹⁶。欧米においては、既に 1990 年代後半より EU における都市再生目標の一つにも挙げられており、排除された人々の社会参加やアイデンティティの再確立を支援するという明確な目的意識をもった取組が、文化芸術の活用により行われている。

取り分け、アウトリーチ活動の手法としてのワークショップはアーティストの援助を得て、参加者同士が意見を交換したり体験を共有したりすることにより、コミュニケーションを深めることができるという効果を有している。これまで気付かなかった新しい自分や仲間を発見し、また、一人一人が主役になることができる。さらに、教育や福祉の現場はややもすると閉鎖的で固定化された人間関係や枠組みの中で営まれがちであるが、アーティスト等ふだん接することのない外部の人との交流により、開かれた環境や関係性が生まれ、従来とは異なるアプローチで問題を解決することが可能となる。したがって、今後は社会的包摂の視点を持ったワークショップ型のアウトリーチ活動を継続的に行うことの重要性はますます高まっていくと考えられる。

我が国においても、横浜美術館の子どものアトリエでは、市内の特別支援・養護学校等と連携して行うプログラムを実施している。このうち造形プログラムは、粘土、絵の具、ダンボール等の素材を用いてその特性を知り、造形の仕組みを発見することを目的とする。広いスペースでたくさんの素材を使って行われるこの活動では、子どもの心身を解放し活発な様子を引き出すことに加え、素材を扱う過程においてゆっくりとではあるが、自分のしていることを見ながら考えている様子が見て取れるようになるという¹⁷。

また、埼玉県は、2008（平成 20）年度に報告された埼玉県障害者芸術・文化懇話会の「障害者の自立と社会参加のための芸術・文化を核とした施策への提言」を受け¹⁸、翌 2009（平成 21）年度から「埼玉県障害者アートフェスティバル」を開催している。彩の国さいたま芸術劇場の全面協力の下、障害者がプロのダンサーと共に創り上げたダンスの公演のほか、聴覚障害者である英国の演出家による演劇ワークショップ等を実施してきている。埼玉県では福祉部障害者福祉推進課の中に障害者芸術・文化担当を置いているが、障害者の社会参加を推進する上でアートの持つ人と人との距離を近づける力に大きな期待を寄せている

¹⁹。

このほか、人口の約6%を外国籍で占める可見市の可見市文化創造センター（ala）では²⁰、演劇の創作・公演を通じてお互いの文化や生活習慣の違いを相互に理解し、住みよいコミュニティをつくることを目的とした「多文化共生プロジェクト」を実施している。3年目となる2010（平成22）年の公演では、中学2年生から66歳までの7か国・30人が参加した。多様な「違い」を「豊かさ」として受け入れ、他者に対して敬意を払うことの大切さを伝えるとともに、コミュニティの絆を深めている²¹。

5. アウトリーチの普及促進に向けて

（1）アウトリーチの実施状況と方向性

財団法人地域創造の『平成22年度 地域の公立文化施設実態調査報告書』によれば、専用ホールの49.4%が館内で実施する体験型事業（ワークショップ等）を、32.7%が館外での狭義のアウトリーチ活動を実施しており、それぞれ3年前に比べ19.5ポイント、6.8ポイント増加している。しかしながら、これを設置主体別に見ると、人口規模が小さくなるにつれて実施率は低くなり、5万人未満の市区町村施設では、それぞれ都道府県施設の69.4%、58.1%に対し、27.8%、19.9%にすぎない（図表4）。

文化施設がまちづくりに果たすべき役割や社会的包摂の観点からは、住民により身近な施設でのアウトリーチ活動の普及促進を図ることが重要であり、市区町村施設におけるアウトリーチ活動の実施率向上が大きな課題となる。

また、全体で見ると、劇場・ホール内での鑑賞・体験サポートは約半数の施設が実施しているものの、派遣型アウトリーチの実施率は3割にも満たない（図表5）。今後は、教育や福祉等文化以外の政策分野と連携して企画・実施される連携・協働型アウトリーチの普及促進が強く求められる。

図表4 アウトリーチの実施率

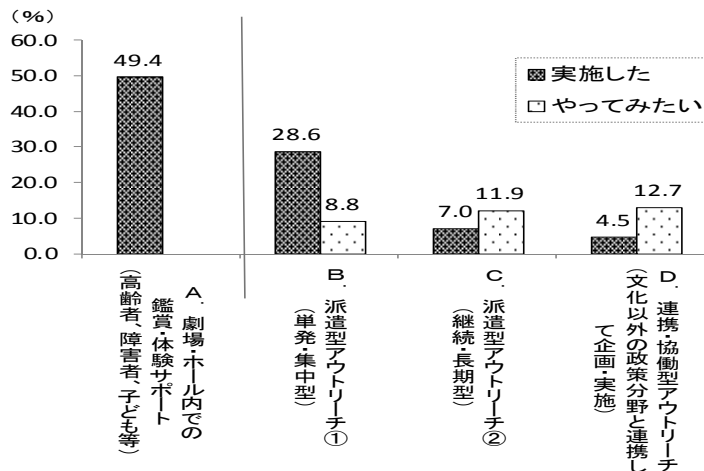
(%)

		館内で実施する体験型事業 (ワークショップ等)	アウトリーチ
全体(平成19年度)	(N=974)	29.9	25.9
全体(平成22年度)	(N=640)	49.4	32.7
都道府県施設	(N=62)	69.4	58.1
政令指定都市施設	(N=68)	75.0	41.2
市区町村施設	(N=510)	43.5	28.4
20万人以上	(N=102)	64.7	40.2
5万～20万人未満	(N=230)	46.1	30.0
5万人未満	(N=176)	27.8	19.9

(注) 調査対象は平成19年度と同調査において「専用ホール」と回答した施設。「専用ホール」とは、舞台芸術の公演等を主用途とする施設。なお、「アウトリーチ」とは、ホール外で実施するワークショップ等の体験型事業やミニコンサート等を指す。ただし、本稿においては、5頁の「アウトリーチの類型」に基づき、館内外で行われる活動を総称してアウトリーチ活動として論じている。

(出所) 『平成22年度 地域の公立文化施設実態調査報告書』（平成23年3月）（財団法人地域創造）57頁等より作成

図表5 アウトリーチの類型別実施率と今後の意向



(出所) 『平成22年度 地域の公立文化施設実態調査報告書』(平成23年3月)(財団法人地域創造) 63頁等より作成

(2) 施設運営とアウトリーチへの反映

これからの公立文化施設の運営に当たっては、自らが地域活性化の拠点であるという自覚を持つことが重要であり、その一環としてアウトリーチ活動へのより積極的な取組が期待される。施設の組織や運営の見直しを含めた環境整備については、以下のような課題を挙げることができる。

ア 指定管理者制度

2003(平成15)年に地方自治法の改正により指定管理者制度が導入され、公立文化施設をめぐる状況は大きく変化している。施設の効果的・効率的な管理を行うため民間の能力を活用し、住民サービスの向上を図ることが制度導入の目的とされたが、指定期間の定めがあるため指定管理者交代の可能性もあるなど事業の継続性が担保されにくい。その結果、専門性を有する優秀な人材を育成・獲得することにも困難が伴うことから、全国あるいは都道府県単位での研修の実施、人材の情報提供や紹介システムの構築が重要になる。

また、準備に時間を要する事業やアウトリーチ活動を行う場合には、専門的知識、ノウハウの蓄積、内外関係者とのネットワークの構築等が求められることから、公募による指定管理者の変更にはリスクが伴う。したがって、行政が施設及び指定期間内の目標設定、運営方針及び事業計画の立案に加え、事後的な評価及び事業へのフィードバックに関与するなど、アウトリーチ活動のノウハウを有する管理者の継続指定につなげることも検討すべきであろう。

イ 事業評価システム

アウトリーチ活動を含む文化芸術活動は、個人により多様な価値観が共存し、その直接的、間接的効果が現れるのには時間が掛かる場合も多い。したがって、公立文化施設の評価については、短期的な単館での収支のみを問題にするのではなく、その施設の存

在がいかに住民に還元されているかについて、経済波及効果、パブリシティ効果、住民の精神的満足度、更には社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の蓄積等、地域にもたらされる中長期的な成果に留意しなくてはならない。

評価に当たっては、施設の効率性や経済性を入場者数、施設稼働率、事業収支等の数値で計るのみならず、施設が提供する文化的価値や公共性等についての指標を設け評価していくことが求められる。そのためには、適正な評価指標や基準の構築、専門性を有する公平・中立な評価者の選定が必要であり、その結果を情報公開することで住民への説明責任を果たさなくてはならない。

また、評価によって明らかになった問題点や課題については、地方公共団体の文化政策、施設の運営や事業内容等に反映させることが重要である。

ウ 顧客志向の経営

文化施設の運営に関しては、そもそも独立採算で黒字経営とすることは極めて困難であるが、住民への成果の反映という視点に加え経営概念の欠如が「ハコモノ」批判を生じさせたという側面を否定することはできない。少ない予算であっても実現可能であり、人々の参加・交流を促しコミュニティに活力を与えるアウトリーチ活動の比重を高めていくなど、地域の実情に応じた事業の実施が求められる。

なお、地方の芸術文化経費が削減傾向にある中で²²、事業の安定的運営の観点からは、事業ごとにそれに応じた各種助成金の申請を行うほか、アウトリーチ活動等を通じた顧客創造により事業収益を高める、実行委員会方式により事業を企画・実施する、友の会やボランティアを組織するなど地域との連携を深めた取組による経営基盤の安定化も期待される。

（3）アウトリーチの普及促進策

公立文化施設は、予算や人材等様々な課題を抱えながらもアウトリーチ活動に取り組むことで、地域活性化に貢献することができる。また、人々が実際に文化施設を訪れることはなくとも、その活動が周知されること等により施設の存在は支持され、芸術文化経費の継続的な確保、アウトリーチ活動を含む事業の充実という好循環も生まれよう。以下、アウトリーチ活動を普及促進するための対応策を整理する。

ア アウトリーチの位置付けと目的の明確化

地方公共団体においては文化行政の意義について問い直し、その中核を成す公立文化施設が担うべき役割を明確にすることが重要である。2010（平成 22）年 7 月 1 日現在、文化振興のための条例を制定している地方公共団体は都道府県が 24、政令指定都市が 4、中核市が 8、市区町村は 64 である²³。文化施設の事業内容等については各施設の独自性や創意工夫が求められるが、アウトリーチ活動についてはその重要性にかんがみ、文化条例に規定するなど法的根拠を与えることで、普及促進し継続性を担保することが望ましい。

その際には、文化芸術が教育や福祉等他分野と結びつくことにより地域の課題の解決に資するという視点が重要であり、行政内部で勉強会を開催するなど横断的な連携・推

進体制をつくる必要がある。

イ 実施主体及び派遣先とのネットワーク

アウトリーチ活動の実施主体としては、公立文化施設のスタッフのみで行うことは困難であり、アートNPO、芸術団体、アーティスト等との連携が不可欠である。また、施設単独での実施が人的・財政的に困難な場合には近隣の施設との共同実施も有効であろう。このほか、派遣先となる地域の学校、病院、福祉施設等に対しては、進行や具体的な効果についてのイメージを描きやすいよう、過去の事例を映像で紹介するなどアウトリーチ活動への理解を促進することが必要である。

アウトリーチ活動を企画・実施する際には、派遣先のニーズに基づいた内容とすることでより充実した活動となることから、派遣先との協力体制・信頼関係を築き、その目的や成果等を共有することが重要である。

ウ 人材育成

単なる出張公演のような単発型のアウトリーチ活動ではなく、学校や福祉施設等における派遣先のニーズに応じたプログラムを継続して提供するワークショップ型のアウトリーチ活動については、プログラムの内容等を調整するコーディネータが不可欠であり、ワークショップを行うことができるアーティストの人材育成も課題である²⁴。

なお、1990年代以降、アートNPO、美術系大学等においてアートマネジメントやワークショップの講座を設けるものも増えてきているほか²⁵、可児市文化創造センターにおいては演劇ワークショップリーダー養成講座を、豊島区立舞台芸術交流センターではアートマネジメント研修プログラムを開催するなど文化施設においても人材育成を行っている例がある。

6. おわりに

地方公共団体の目的は、「住民の福祉の増進」であり²⁶、これを実現する手段の一つが文化芸術施策である。公立文化施設の役割もこれに添うものであり、住民の生活を豊かにし、精神的満足度を高めるものでなければならない。

本稿においては文化施設を中心に論じてきたが、地域活性化の拠点となる施設としては、図書館、スポーツ施設等も挙げられる。図書館ではアウトリーチ活動として館内にとどまらず幼稚園や小学校等へ出向いての読み聞かせを行うものも多く、また、スポーツ施設では住民を対象とした各種講座も開催されている。

我が国には、地方から都市まで数の上では十分なハードがある。税金で運営される公立施設を単なる「ハコモノ」で終わらせることのないよう、アウトリーチ活動を含めたソフトの充実が必要である。取り分け地方においては、そもそも民間資本が進出しない地域になぜ設置されているのかという原点に立ち返り、今後は、これら施設をいかにして地域のため、住民のために活用していくのかという視点に立った運営へと変わらなければならない。

【参考文献】

- 衛紀生・本杉省三編著『地域に生きる劇場』（芸団協出版部 2000年2月）
- 平田オリザ『芸術立国論』（集英社新書 2001年10月）
- 藤野一夫編『公共文化施設の公共性』（水曜社 2011年4月）
- 的場康子「アウトリーチ活動の意義・課題についての一考察 ―現代における芸術文化の社会的役割―」『第一生命経済研究所 Life Design Report』（2003.2）
- 吉本光宏「再考、文化政策 ―拡大する役割と求められるパラダイムシフト―」『ニッセイ基礎研究所報 Vol.51』（Autumn 2008）
- 吉本光宏「文化施設・文化政策の評価を考える ―創造的評価に向けて―」『ニッセイ基礎研 REPORT』（2005.6）
- 『可児市文化創造センター 事業・運営の実績及び経済波及効果等に関する調査研究報告書』（平成22年6月）（株式会社ニッセイ基礎研究所）
- 『可児市文化創造センター ala まち元気プロジェクト2010』（平成23年7月）（公益財団法人可児市文化芸術振興財団）
- 『新「アウトリーチのすすめ」 文化・芸術による地域政策に関する調査研究』（平成22年3月）（財団法人地域創造）
- 『指定管理者制度における公立文化施設の運営と財団のあり方に関する調査研究 ―地方公共団体における文化政策のあるべき姿を考える―』（平成20年3月）（財団法人地域創造）
- 『アウトリーチ活動のすすめ 地域文化施設における芸術普及活動に関する調査研究』（2001年3月）（財法人地域創造）
- 『公立文化施設の活性化についての提言 ―指定管理者制度の導入を契機として―』（平成18年3月）（社団法人全国公立文化施設協会）

¹ 例えば、金沢21世紀美術館は人の流れを作り街の賑わいを創出したほか、住民参加型のワークショップを開催するなど文化芸術支援や交流の拠点となっている。また、瀬戸内国際芸術祭ではアーティストと住民との協働により島固有の民俗を活かした作品が作り出され、多くの観光客を誘致し地域は活性化した。詳細については、拙著「地域活性化の新しい潮流～文化芸術の可能性と創造都市～」『立法と調査』No.314（2011.3）133～143頁。

² 平田オリザ『芸術立国論』36～38頁

³ このほか、図書館、博物館についても考慮すれば、それぞれ3,165館、1,248館設置されている（『平成20年度 社会教育調査』（文部科学省））。

⁴ 『地域の公立文化施設のいま』（財団法人地域創造）2頁。この背景として、昭和30～40年代に一斉に建設された文化会館の老朽化による建て替えと、市町村合併後の文化施設の整備による影響が考えられる。

⁵ 『平成22年度 公立文化施設における指定管理者制度導入状況に関する調査報告書』（平成23年3月）（社団法人全国公立文化施設協会）5頁、7頁

⁶ 例えば、金沢21世紀美術館は「公園のような美術館」をコンセプトとしており、喫茶店のみ利用や待ち合わせ等美術館利用以外の目的でも立ち寄れるよう、館内には無料の交流ゾーンと有料の展覧会ゾーンが設けられている。また、美術館の屋外広場では、ミニSL試乗会や市民フリーマーケット等人々が集まる事業が展開されている。2008（平成20）年度の入館者数156万人のうち有料ゾーンへの入館者は40万人である。

⁷ このような考え方は「創造都市論」に基づく。英国のチャールズ・ランドリーは、『創造的都市 都市再生のための道具箱』において、芸術文化を「創造性の力強い価値の源泉である」と評価し、都市問題を経済社会の

変化に対応する創造的・革新的方法で解決することの必要性を説いた。ゲーム、アニメーション、コンピュータグラフィックス、映像、音楽、劇場等の文化・創造産業は、製造業に代わり雇用を創出し経済成長を牽引する重要な経済セクターであり、同時に、芸術文化の持つ創造性は地域の固有性（アイデンティティや価値）を確固たるものとし、創造的な問題解決を促すと指摘している。文化庁においては、文化芸術の持つ創造性を産業振興、地域振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む地方自治体を「文化芸術創造都市」と位置付け、文化庁長官表彰、国内ネットワークやモデルの構築を通じ支援している。

⁸ 『アウトリーチ活動のすすめ 地域文化施設における芸術普及活動に関する調査研究』（2001年3月）（財団法人地域創造）ii頁

⁹ なお、1970年代初めから、公立美術館では地域の学校等にコレクションを出前する移動美術館が行われていたが、このような鑑賞型の事業に対し、美術館では1980年代後から、ホールでは1990年代後半から、ワークショップ型のアウトリーチ活動が活発に実施されるようになってきている。

¹⁰ 『新「アウトリーチのすすめ」 文化・芸術による地域政策に関する調査研究』（平成22年3月）（財団法人地域創造）14-15頁

¹¹ 英国においては、19歳以下の全ての子どもを対象に学校内のカリキュラムで週5時間の文化・芸術の体験機会を提供する「Find Your Talent（才能発見）」事業が実施されている。

¹² 中村麻美『世田谷パブリックシアターの演劇ワークショップ』（2010年10月）、
世田谷パブリックシアターHP<http://setagaya-pt.jp/lecture/archive/archive_c_2010_03_01.html>

¹³ 的場康子「アウトリーチ活動の意義・課題についての一考察 ―現代における芸術文化の社会的役割―」『第一生命経済研究所 Life Design Report』（2003.2）33頁等

¹⁴ 『新「アウトリーチのすすめ」 文化・芸術による地域政策に関する調査研究』（平成22年3月）（財団法人地域創造）資料編①96頁

¹⁵ 北九州芸術劇場HP<<http://www.kitakyushu-performingartscenter.or.jp/outreach/ikiiki.html>>

¹⁶ 我が国においては『「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム』が平成23年1月18日に設置され、同年8月10日には「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」を取りまとめている。

¹⁷ 横浜美術館HP<<http://www.yaf.or.jp/yma/children/080/>>

¹⁸ 埼玉県HP<<http://www.pref.saitama.lg.jp/page/geibunteigen.html>>

¹⁹ 「座談会 多角化するアウトリーチの現場を語る」『地域創造 vol.28』（2010 Autumn）41-47頁

²⁰ 2011（平成23）年5月現在、外国人居住者は5,801人で、市全体の人口101,705人の5.7%を占めている。

²¹ 『ala まち元気プロジェクト2010』（平成23年7月）（公益財団法人可児市文化芸術振興財団）15頁

²² 地方における芸術文化経費は、施設の建設ラッシュが一段落したとはいえ、1993（平成5）年度の817,229,292千円に対し、2009（平成21）年度は318,710,383千円と約40%に減少している。ただし、2008（平成20）年度の269,299,561千円からは18.3%の増加率となっている（『地方における文化行政の状況について（平成21年度）』（平成23年3月）（文化庁））。

²³ 『地方における文化行政の状況について（平成21年度）』（平成23年3月）（文化庁）

²⁴ 財団法人地域創造では、公共ホールの利活用、ホールスタッフの企画・制作能力の向上を通じ地域づくりを支援する事業や人材ネットバンクを整備している。

²⁵ 青山学院大学、大阪大学コミュニケーションデザイン・センターの「ワークショップデザイナー育成プログラム」、武蔵野美術大学「造形ファシリテーション能力獲得プログラム」等。

²⁶ 地方自治法第1条の2第1項「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」